

第14回 定時株主総会 招集ご通知



日 時

2021年3月25日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております）

場 所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
（末尾の会場お案内図をご参照ください）

議 案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬の付与に係る報酬決定の件

フロンティア・マネジメント株式会社

証券コード 7038

企業理念

クライアントの利益への貢献

企業価値の向上を図ることで、
クライアントの利益に貢献します。

ステークホルダーの利益への貢献

バランスの取れたソリューションの
提供により、
株主・経営者・従業員・
取引先・顧客・債権者等
ステークホルダーの利益に貢献します。

社会への貢献

顧客企業の提供する価値（財・サービス）
の向上を図ることで、
社会に貢献します。

代表挨拶



代表取締役
大西 正一郎



代表取締役
松岡 真宏

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復と感染症の早期終息を心よりお祈り申し上げます。第14回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は2020年9月7日をもって、東京証券取引所市場第一部に市場変更いたしました。これもひとえに株主の皆様をはじめとして、全ての関係者の皆様方のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

ここで心新たに、当社の経営理念である「クライアントの利益への貢献」「ステークホルダーの利益への貢献」「社会への貢献」を通じてフロンティア・マネジメントグループ一丸となって企業価値向上に邁進して参ります。

今後も全株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 7038
2021年3月10日

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
フロンティア・マネジメント株式会社
代表取締役 大 西 正 一 郎
代表取締役 松 岡 真 宏

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送下さるか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2021年3月24日（水曜日）午後6時までには到着するよう議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター

3. 目的事項 報告事項

1. 第14期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬の付与に係る報酬決定の件

以 上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出願います。

- ・また、議事資料として「本招集ご通知」を、当日会場までご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ・当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出下さい。
- ・議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知下さい。
- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び個別計算書類の「個別注記表」については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.frontier-mgmt.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査した計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。

〈新型コロナウイルスに関するお知らせ〉

新型コロナウイルスの感染が広がっております。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年3月25日(木曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時30分)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年3月24日(水曜日) 午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年3月24日(水曜日) 午後6時入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

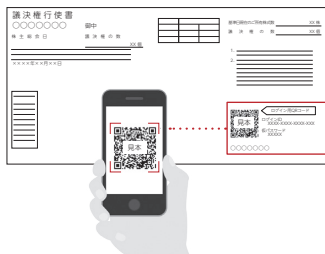
※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、当社グループの将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき 24円 といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、 137,912,640円 となります。
(注) 当社は2021年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当事業年度(第14期)の期末配当につきましては、基準日が2020年12月31日となりますので、当該株式分割前の株式数を基準として配当を実施いたします。 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2021年3月26日 |

第2号議案

取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものがあります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

うの とろ けい こ
鵜 瀬 恵 子

新任

社外

独立

生年月日

1954年10月26日

所有する当社の株式数

0株

在任年数

0年

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

1977年4月	公正取引委員会事務局 入局
2000年4月	専修大学大学院経済学研究科 非常勤講師（現任）
2004年6月	公正取引委員会事務局 首席審判官
2007年1月	公正取引委員会事務局 取引部長
2008年6月	公正取引委員会事務局 官房総括審議官
2011年1月	公正取引委員会事務局 経済取引局長
2012年11月	弁護士法人大江橋法律事務所 アドバイザー（現任）
2013年4月	東洋学園大学現代経営学部 教授
2013年6月	オリンパス株式会社 社外取締役
2015年3月	株式会社ブリヂストン 社外取締役
2019年6月	三菱石油株式会社 社外取締役（現任）
2019年12月	規制改革推進会議投資等WG 専門委員（現任）
2020年4月	東洋学園大学現代経営学部 特任教授（現任）
2020年4月	オーエス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年8月	株式会社オオバ 社外取締役（現任）
2021年1月	公安審査委員会 委員（現任）

重要な兼職の状況

専修大学大学院経済学研究科 非常勤講師
弁護士法人大江橋法律事務所 アドバイザー
三菱石油株式会社 社外取締役
規制改革推進会議投資等WG 専門委員
東洋学園大学現代経営学部 特任教授
オーエス株式会社 社外取締役（監査等委員）
株式会社オオバ 社外取締役
公安審査委員会 委員

取締役候補者とした理由

公正取引委員会の要職を歴任した中で培われた経済法・競争政策及び企業コンプライアンスの深い識見並びに豊富な経験をもとに、今後、当社の取締役会の監督機能の強化にご貢献いただくことが期待できることから、取締役候補者としたします。なお、鵜瀬恵子氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定する予定です。

- (注) 1. 鵜瀬恵子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鵜瀬恵子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、鵜瀬恵子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、鵜瀬恵子氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

取締役に対する譲渡制限付株式報酬の付与に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年8月14日開催の臨時株主総会において年額300,000千円（うち社外取締役分20,000千円。ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含みません。）以内とご承認いただいておりますが、このたび、社外取締役を除く取締役の報酬と業績との連動性を高め、短期的な業績目標の達成、中長期的な業績目標の達成及び持続的な企業価値の向上により一層資する報酬制度とするため、取締役報酬制度を改定し、新たに譲渡制限付株式を付与する報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して、上記の金銭報酬枠とは別枠にて、下記にて説明する本制度に基づき譲渡制限付株式報酬を付与することにつきご承認をお願いいたします。

本制度に基づき支給される譲渡制限付株式報酬は、下記【本制度の概要】に記載のとおり、単年度の連結業績と連動する株式報酬A、及び中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動する株式報酬Bによって構成され、本議案に基づき対象取締役に対して**株式報酬A**として発行又は処分される当社の普通株式の総額は、**年額100,000千円以内**、その総数は、**年間40,000株以内**とし、**株式報酬B**として発行又は処分される当社の普通株式の総額は、**年額50,000千円以内**、その総数は、**年間20,000株以内**といたします。

上記の総額及び総数は、上記の本制度の目的等を勘案したものであり、具体的な支給時期及び配分につきましては、任意の報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定します。

本制度は、株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、中期経営計画の経営目標の達成や企業価値の向上に向けたインセンティブを強化することを目的としており、導入は相当であると考えております。また、本議案をご承認いただいた場合には、本議案末尾に記載の決定方針に従って取締役の個人別の報酬等の内容を決定することを予定しているところ、本議案の譲渡制限付株式報酬は当該方針に沿うものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の対象取締役は3名であり、第2号議案が原案どおり承認可決された場合も、対象取締役は引き続き3名となります。

【本制度の概要】

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しないで当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき支給される譲渡制限付株式報酬は、単年度の連結業績と連動する株式報酬A、及び中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動する株式報酬Bによって構成されます。当社は、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結します。対象取締役は、本割当契約に定める一定の期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)中は、本割当契約によって交付された株式(以下「本割当株式」といいます。)について、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分(以下「譲渡等」といいます。)をすることができないものとします(以下、この譲渡等の制限を「譲渡制限」といいます。)

	株式報酬A	株式報酬B
(1) 支給時期及び支給株式数の算定方法	当社の単年度の実績等に基づいて報酬額を決定し、対象取締役に對し、毎事業年度の業績確定後、決定した報酬額の一部を譲渡制限付株式により支給する。	対象取締役に對し、毎事業年度の期初に、役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式を割り当てる。
(2) 報酬額及び株式数の上限	株式報酬の額の上限： 年額100,000千円以内 本割当株式の数の上限： 年間40,000株以内	株式報酬の額の上限： 年額50,000千円以内 本割当株式の数の上限： 年間20,000株以内
	但し、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる株式数の総数の調整を必要とする場合には、割り当てる株式数の総数を合理的に調整するものとする。	
(3) 譲渡制限期間	対象取締役が本割当株式の交付を受けることとなる日から3年間の譲渡制限を設け、当該期間中、対象取締役は当該株式について譲渡等をしてはならないものとする。	
(4) 譲渡制限の解除の原則	原則として、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されるものとする。	原則として、中期経営計画の対象期間の終了後、当該対象期間中に付与した当該株式について、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて、譲渡制限の解除を行う株式数を決定し、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

	株式報酬A	株式報酬B
<p>(5) 退任が生じた場合の例外的取扱い</p> <p>① 任期満了、死亡その他の正当な理由により退任した場合</p>	<p>譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により退任した場合には、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整したうえで、当該対象取締役が付与された当該株式の全てについて、譲渡制限を解除する。</p>	<p>譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により退任した場合には、(i)当該退任が、当該株式を付与した時点から当該株式のうち譲渡制限の解除を行う株式数を決定する前までの間に生じたときは、その時点における中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて譲渡制限の解除を行う当該株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、(ii)当該退任が、当該株式のうち譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点から譲渡制限期間満了時点までの間において生じたときは、譲渡制限を解除する時期を、それぞれ必要に応じて合理的に調整する。</p>
<p>② 正当な理由によらずに退任した場合</p>	<p>譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由なく、当社の取締役を退任した場合には、当社は、当該対象取締役に割り当てられた当該株式の全部を当然に無償で取得する。</p>	
<p>(6) 組織再編等の場合における例外的取扱い</p>	<p>譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等に関する事項（以下「組織再編契約等」という。）が当社の株主総会（但し、当該組織再編契約等に関して、当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整したうえで、当該取締役が付与された当該株式の全てについて、譲渡制限を解除する。</p>	<p>譲渡制限期間中に、組織再編契約等が当社の株主総会（但し、当該組織再編契約等に関して、当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、(i)当該承認が、当該株式を付与した時点から当該株式のうち譲渡制限の解除を行う株式数を決定する前までの間においてなされたときは、その時点における中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて譲渡制限の解除を行う当該株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、(ii)当該承認が、当該株式のうち譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点から譲渡制限期間満了時点までの間においてなされたときは、譲渡制限を解除する時期を、それぞれ必要に応じて合理的に調整する。</p>

	株式報酬A	株式報酬B
(7) その他の無償取得事由	当社は、譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点において、譲渡制限が解除されないこととなった当該株式について、当然に無償で取得する。	
(8) 株式の無償返還	本割当契約には、重大な会計不正や巨額損失等の一定の事由が発生した場合は、役員毎の責任に応じ支給済みの株式報酬の全部又は一部を無償返還する旨のクローバック条項を設定する。	
(9) その他取締役会で定める内容	その他の内容及び本制度の運用に関する事項については、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で定める。	

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項】

(1) 基本方針

企業理念を実践し、短期的な業績目標の達成、中長期的な業績目標の達成、持続的な企業価値の向上に資する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とします。

ステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とします。

(2) 報酬構成

取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、上記基本方針に掲げられた要素のバランスを取りながら、固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する単年度業績連動型報酬及び中長期業績連動型報酬で構成します。

社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成します。

取締役（社外取締役を除きます。）の各業績連動型報酬の基本報酬に対する報酬構成比率は、役員区分に応じて決定します。

(3) 基本報酬

取締役に対して、固定報酬である基本報酬を月次で支給します。

基本報酬額は、取締役（社外取締役を除きます。）については、担当する職務内容、責任範囲、在勤年数、短期・中長期業績への貢献度、企業価値の向上への貢献度等を加味し、同業他社水準を考慮し決定します。社外取締役については、職責及び他社水準を考慮し決定します。

(4) 単年度業績連動型報酬

単年度業績連動型報酬（現金賞与及び株式報酬A）は、単年度の連結業績と連動するものであり、当社の単年度の実績等に基づいて報酬額を決定し、対象取締役に対し、毎事業年度の業績確定後、決定した報酬額を現金賞与及び譲渡制限付株式（株式報酬A）により支給します。

各対象取締役の単年度業績連動型報酬の構成比率は、現金賞与が2/3、株式報酬Aが1/3とします。

連結業績の指標としては、連結営業利益等を基本指標とし、各対象取締役の単年度業績連動型報酬の支給額は、業績貢献度及び対象取締役の報酬限度額等を踏まえ決定します。

単年度業績連動型報酬（株式報酬A）の内容の概要は、上記【本制度の概要】に記載のとおりです。

(5) 中長期業績連動型報酬

中長期業績連動型報酬（株式報酬B）は、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動するものであり、対象取締役に対して、毎事業年度の期初に役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式（株式報酬B）を支給します。原則として、中期経営計画の対象期間の終了後、当該対象期間中に付与した当該株式について、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて譲渡制限の解除を行う株式数を決定します。

なお、2021年から2023年までの間の中期経営計画に係る経営目標の指標としては、連結売上高成長率、連結営業利益率、及び、連結ROE等の達成度を挙げております。今後、新しい中期経営計画が策定された場合には、当該経営目標の指標は取締役会の決議により変更されることがあります。

中長期業績連動型報酬（株式報酬B）の内容の概要は、上記【本制度の概要】に記載のとおりです。

(6) 報酬ガバナンス

取締役報酬（基本報酬、単年度業績連動型報酬、中長期業績連動型報酬）は、任意の報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定します。

重大な会計不正や巨額損失等の一定の事由が発生した場合は、役員毎の責任に応じ支給済みの株式報酬A及び株式報酬Bの全部又は一部を無償返還する旨のクローバック条項を設定します。

(添付書類) 事業報告 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(自2020年1月1日 至2020年12月31日)におけるわが国経済は、消費増税に伴う個人消費の低迷や企業の設備投資の減少が見える中、新型コロナウイルス感染症の拡大による移動制限や活動自粛の影響により経済活動が停滞し、また今後においても収束の見通しが未だつかないことから、先行きは非常に不透明な状況であります。

このような経営環境の下、当社グループは、経営コンサルティング、ファイナンシャル・アドバイザー、再生支援、その他の機能を活かした包括的なサービス提供により、一気通貫で企業の課題解決を図る提案に引き続き注力いたしました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、ファイナンシャル・アドバイザー事業で新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前連結会計年度比で減収となったものの、経営コンサルティング事業及び再生支援事業において大きく増収した結果、売上高は5,192,527千円(前連結会計年度比8.8%増)となりました。

経費面に関しては、今後より増大すると見込んでいる経営コンサルティングニーズや再生支援ニーズに備え、当初の予定を大きく超えて人員採用を積極的に行った結果、採用費及び人件費が増大いたしました。また、当連結会計年度において、営業投資有価証券に対して57,566千円の損失を計上いたしました。それらの結果、営業利益は580,805千円(同12.4%減)となり、経常利益は575,633千円(同15.2%減)となりました。なお、前連結会計年度に特別損失として計上されていた本社移転費用43,169千円の影響がないため、親会社株主に帰属する当期純利益は420,515千円(同2.1%減)となりました。

各事業別の状況は次のとおりであります。

事業別	売上高 (千円)	構成比 (%)	対前年増減率 (%)
経営コンサルティング事業	2,416,443	46.5	19.8
ファイナンシャル・アドバイザー事業	1,777,946	34.3	△13.9
再生支援事業	944,359	18.2	66.4
その他事業	53,777	1.0	△56.3
合計	5,192,527	100.0	8.8

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資（有形固定資産及び無形固定資産）は、総額で6,881千円であり、その主なものは、本社事務所設備工事、什器備品等であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の売却、除却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関より所要資金として短期借入金300,000千円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当社は、2020年5月17日付でZuva株式会社と資本業務提携契約を締結しております。

(8) 会社が対処すべき課題

当社グループは、既存事業の成長を図ると共にさらなる成長のため、以下のような施策及びソリューションの拡充を図っております。

・専門人材の積極的採用・育成の強化

当社グループの最も重要な経営資源は人材であり、旺盛な案件需要に対応する専門人材を確保するために積極的な採用を継続し、当社の規模拡大を図ってまいります。

他社との差別化を推進するため、経営コンサルティング事業において、産業知見を豊富に有する人材や特定の業務分野に精通した人材の更なる採用・育成を強化してまいります。

また、M&A案件やグローバル案件の増加に対応するため、当社グループは、当該分野における優秀な専門人材を積極的に採用・育成してまいります。

さらに、幅広い産業へのサポート体制構築のため、各産業分野のアナリストを招聘し重点産業分野の拡大を図ると共に、中期的に更なる領域拡大を目指してまいります。

・中堅・中小企業への投資や投資事業に関連する新しいコンサルティング事業

中堅・中小企業においては、市場縮小に対し新規事業の展開が大きな課題となっており、そのためのコンサルティング支援ニーズは年々増加しています。また、同時に新規事業の展開を目的としたリスクマネーの需要が高まるため、当社グループとしてはファンドや自己投資を通じて顧客をサポートし、同時に経営者派遣やコンサルティングを実施することによって、投資先の会社の企業価値の向上を図り、投資資金の回収とそれに伴う成功報酬の収受を目指します。

また、地域金融機関の投資事業に対するニーズは年々高まってきており、地域金融機関が行う投資事業への支援を内容とするコンサルティングについても併せて実施していきたいと思っております。

・大企業に対するコンサルティング及びM&A実行支援

当社グループにも多数の大企業クライアントがありますが、経済環境の変化が激しい昨今、同社等にとって事業構造の転換のためのサポートのニーズは大きく、事業ポートフォリオ見直しのコンサルティングからM&A実行及びPMI（ポスト・マージャー・インテグレーション）までを一気通貫で支援をする業務は、年々拡大することが想定されるため、当社グループとしても注力していく予定です。

- ・中堅・中小企業のM&A支援

加えて、国内の中堅・中小企業の経営者の高齢化に伴い、事業承継機会が飛躍的に増加しており、事業承継型M&Aも同時に増加しているため、当社の特徴である金融法人ネットワークを通じて持ち込まれる事業承継型M&A案件を中心に、当社グループの事業承継サービスを伸長させていく予定です。

- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）戦略を通じたビジネストランスフォーメーション

新型コロナウイルスの感染拡大により、急速なニーズの高まりを見せているDXについても取り組みを開始しており、企業再生や経営改革で蓄積したノウハウと近年のIT技術を掛け合わせ、当社ならではのユニークなビジネストランスフォーメーションサービスを提供しております。今後は、自社リソースのみならず協業先との連携も図りながら、DXを通じたビジネス変革・新規事業創造支援や、DXプラットフォームの構想・構築支援等へサービス領域を拡大してまいります。

- ・認知度及びブランド力の向上

当社グループの潜在顧客の信頼を高めるため、すべてのステークホルダーへの魅力云々、認知度及びブランド力の向上が必要となります。

そのための方策として、当社グループのオウンドメディアである「Frontier Eyes Online」や、当社主催のWebinarを運営しております。

(9) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第11期 (2017年12月期)	第12期 (2018年12月期)	第13期 (2019年12月期)	第14期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売上高(千円)		3,880,452	4,690,065	4,771,144	5,192,527
経常利益(千円)		254,237	676,615	678,872	575,633
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)		144,213	472,434	429,382	420,515
1株当たり当期純利益(円)		14.40	45.64	37.65	36.89
純資産額(千円)		741,979	1,897,531	2,185,341	2,448,598
総資産額(千円)		1,970,827	3,623,692	3,269,111	3,792,731

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第11期 (2017年12月期)	第12期 (2018年12月期)	第13期 (2019年12月期)	第14期 (当事業年度) (2020年12月期)
売上高(千円)		3,843,075	4,690,065	4,762,968	5,188,593
経常利益(千円)		246,520	665,292	660,550	556,817
当期純利益(千円)		344,955	461,787	417,231	413,157
1株当たり当期純利益(円)		34.45	44.61	36.58	36.24
純資産額(千円)		741,926	1,883,974	2,158,459	2,414,569
総資産額(千円)		1,970,832	3,610,673	3,243,878	3,759,798

(注) 2018年7月13日付で普通株式1株につき1,000株、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第11期(2017年12月期)の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 重要な子会社の状況

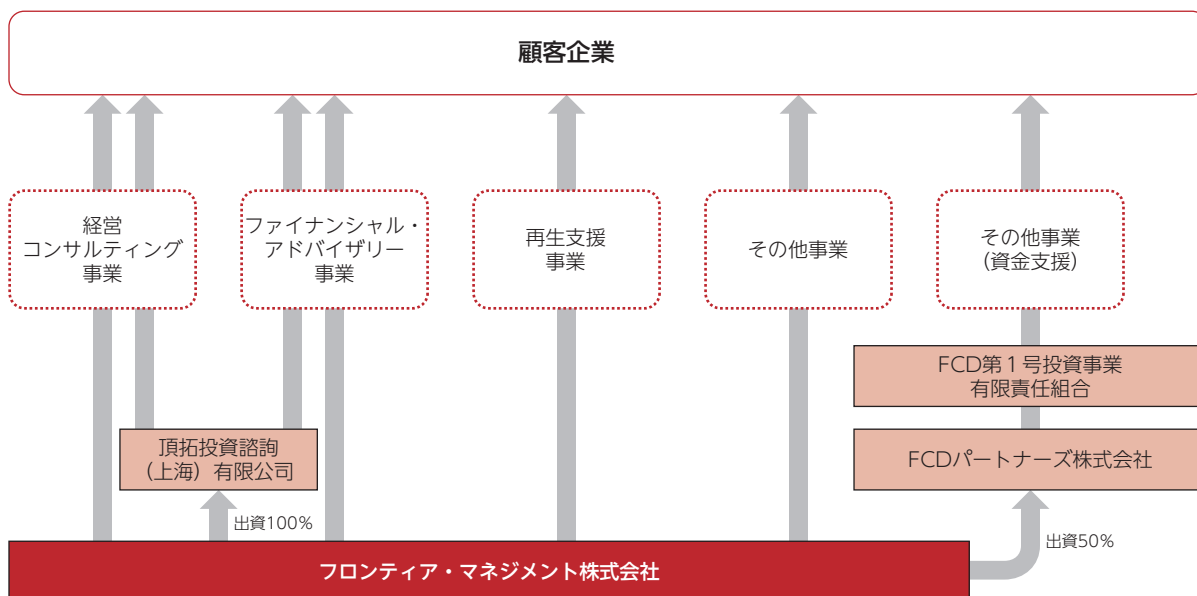
会社名	資本金(千円)	出資比率(%)	事業内容
頂拓投資諮詢(上海)有限公司	120,000	100.00	経営コンサルティング事業 ファイナンシャル・アドバイザー事業

(11) 主要な事業内容

当社グループは、当社（フロンティア・マネジメント株式会社）と連結子会社1社（頂拓投資諮詢（上海）有限公司）及び持分法適用関連会社1社（FCDパートナーズ株式会社）の計3社で構成されております。

当社グループは、「クライアントの利益への貢献」、「ステークホルダーの利益への貢献」、「社会への貢献」を経営理念として掲げ、経営コンサルティング、ファイナンシャル・アドバイザー及び再生支援といった各種経営支援サービスの提供を主たる業務としております。

当社グループは、これらのサービスを、顧客企業のニーズに応じて、単独又は組み合わせることにより提供しております。また、当社グループは、特定の金融機関、監査法人又は事業法人等の資本系列に属さない独立系のコンサルティングファームであり、利益相反のない中立的な立場でサービスを提供しております。



当社グループの事業は単一セグメントであります。当社グループの売上分類といたしましては、①経営コンサルティング事業、②ファイナンシャル・アドバイザリー事業、③再生支援事業及び④その他事業に区分されております。

各事業の概要は、以下のとおりです。

① 経営コンサルティング事業

顧客企業の経営戦略（全社戦略・事業戦略・機能別戦略（マーケティング、オペレーション等の企業の個別機能に対する戦略））の立案、中期経営計画の策定から実行支援、常駐型で実行支援を行う経営執行支援、M&Aに関連して実施される事業デュー・ディリジェンス（事業等に関する調査・分析）等のサービスを提供しております。

当社グループのコンサルティング事業における特長の一つとして、経験豊富なアナリストを擁していることなどを背景に幅広い業界（小売・流通、運輸、飲食、サービス、情報通信、テクノロジー、製造業（機械、素材、消費財）、商社及び医薬・ヘルスケア等）に対して、各産業の特性に応じた各種ソリューション（経営戦略の立案、中期経営計画の策定・実行支援、事業デュー・ディリジェンスのほか、マーケティング（営業）強化、オペレーション（業務）改革及び組織・人事等に関するコンサルティング）を顧客企業に提供している点が挙げられます。

また、近年経営の高度化、さらには事業承継の増加などを背景に、経営執行の機会が多様化しており、この経営執行の多様化に対応するため、CEOやCFOを含むマネジメントチームを派遣し、常駐型の経営執行支援を行うサービスの業務が拡大しております。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、急速なニーズの高まりを見せているDX（デジタルトランスフォーメーション）についても取り組みを開始しており、企業再生や経営改革で蓄積したノウハウと近年のIT技術を掛け合わせ、当社ならではのユニークなビジネストランスフォーメーションサービスを提供してまいります。自社リソースのみならず協業先との連携も図りながら、DXを通じたビジネス変革・新規事業創造支援や、DXプラットフォームの構想・構築支援等へサービス領域を拡大してまいります。

当社グループは、創業以来、様々な業界に知見を有する産業アナリストやコンサルタント、特定の業務分野に精通した専門家人材を順次採用し、各専門家人材のナレッジ・ノウハウの共有化を進めることで、組織全体として顧客企業が属する業界に対する知見の深化を図るとともに、提供可能なソリューション幅の拡大を行いサービスの質の向上に努めております。

② ファイナンシャル・アドバイザリー事業

顧客企業が行うM&Aや組織再編に関して、M&A戦略の立案、対象企業の選定・アプローチ、各種デュー・ディリジェンス（調査・分析）、企業価値算定、取引条件・契約書交渉、クロージング（資金決済等）手続きといった業務全般に関する助言・補佐業務を行っております。

この事業においては、Bloomberg 日本M&Aマーケットレビュー アドバイザー・ランキングの過去10年間（2011年～2020年）においてM&A件数で概ね10位以内にランキングされ、大手金融機関と並ぶ実績を残してまいりました。

なお、当社グループは、日本企業のグローバル化の進展に伴い増加するクロスボーダーM&Aの顧客ニーズに対応するため、クロスボーダーM&Aに関する豊富な実績を有する人材を積極的に採用するとともに、中国子会社の設立、シンガポール支店の開設、ニューヨーク支店の開設及びCFI（Corporate Finance International：欧州を中心として20か国以上にまたがり世界展開するM&Aファーム団体、当社代表の松岡は2021年1月にCFIの理事に就任）への正会員としての加盟を通じて、クロスボーダーM&Aの業務遂行体制の強化及び海外ネットワークの充実を行っております。

③ 再生支援事業

再生支援を必要とする企業に対し、事業再生計画策定から実行支援、金融機関との利害調整、経営改革（ターンアラウンド）のための経営参画、各種再生手続き上の支援までトータルサポートを行っております。

当社グループの再生支援事業における特徴として、ハンズオン型経営改革支援（常駐型による経営改革の実行支援）を行っている点が挙げられます。ハンズオン型経営改革支援とは、経営改革（ターンアラウンド）業務に精通したコンサルタントを、顧客企業の経営陣等として派遣し、顧客企業に対して直接的に再生計画・経営改革の実行を支援するというものです。そのため、当社グループは、顧客企業とともに、再生計画の策定とその後の経営改革に直接コミットして、その実現をサポートしております。

④ その他事業

再生支援事業やファイナンシャル・アドバイザー事業に関連し、弁護士、会計士及び税理士等の各種制度関連の専門家による調査業務（法務、財務及び税務面のデュー・ディリジェンス）を行う他、事業再生計画、M&A及び組織再編の実行局面において、当該制度関連の助言業務を行っております。

また、事業会社及び金融機関の役職員を対象とした教育研修事業として「フロンティア・ビジネススクール」を行っております。

さらに、関連会社であるFCDパートナーズ株式会社を通じて、ファンドによる資金支援業務（投資業務）を行っております。

(12) 主要な営業所等（2020年12月31日現在）

・ 当社

本 社	東京都港区六本木三丁目2番1号
大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区道修町三丁目1番6号
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目45番14号
長 野 支 店	長野県長野市南石堂町1282番地11
シンガポール支店	シンガポール共和国
ニューヨーク支店	アメリカ合衆国

・ 子会社

頂拓投資諮詢（上海）有限公司	中華人民共和国
----------------	---------

(13) **使用人の状況** (2020年12月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
227名	50名 (増)

- (注) 1. 使用人数は就業人数 (当社グループからグループ外への出向者を除く。) であり、使用人数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて50名増加したのは、積極的な人材採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
226名	49名 (増)	38.7歳	3.6年

- (注) 使用人数は就業人数 (当社から社外への出向者を除く。) であり、使用人数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。

(14) **主要な借入先** (2020年12月31日現在)

該当事項はありません。

(15) **上記記載事項以外の会社の現況に関するその他の重要な事項**

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 22,824,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,746,360株 (自己株式31,540株を除く)
 (3) 株主数 2,357名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数 (株)	持株割合 (%)
大 西 正 一 郎	1,259,820	21.92
松 岡 真 宏	1,259,820	21.92
矢 島 政 也	319,940	5.57
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	311,700	5.42
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH) /SMTT IL/JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	181,700	3.16
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	179,000	3.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	164,500	2.86
村 田 朋 博	132,940	2.31
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	94,300	1.64
山 口 貴 弘	84,700	1.47

(注) 持株割合は自己株式 (31,540株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数

ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は71,900株増加しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第11回新株予約権
発行決議日		2018年5月15日
新株予約権の数		525個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,100株 (新株予約権1個につき4株) (注) 1、6
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり600円 (1株当たり150円) (注) 2、6
権利行使期間		2020年5月16日から2028年5月15日まで
行使の条件		(注) 4
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 525個 目的となる株式数 2,100株 (注) 6 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) 1. 当社が株式の分割 (株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式の市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 資本組入額は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとし、且つ、通算勤続年数が5年以上であることを条件とする。ただし、当社または当社子会社の従業員が定年退職した場合、及び当社取締役会が認めた場合は権利行使をなしうるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (3) 新株予約権者は、権利行使期間の制約に加え、権利行使開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日以降に限り、新株予約権を行使できるものとする。
5. 組織再編時の取扱いは以下のとおりであります。
- 組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
6. 2018年7月13日付で普通株式1株につき1,000株、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」が調整されております。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

- (3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	担当及び重要な兼職の状況
大 西 正 一 郎	代 表 取 締 役	F C D パートナース(株)代表取締役 東京電力ホールディングス(株)社外取締役
松 岡 真 宏	代 表 取 締 役	頂拓投資諮詢(上海)有限公司董事長 F C D パートナース(株)代表取締役 俺の(株)代表取締役会長 R I Z A P グループ(株)社外取締役
高 橋 義 昭	取 締 役	カンパニー経営企画部門長
大 杉 和 人	取 締 役	日本通運(株)警備輸送事業部顧問 N I S S H A (株)社外取締役
梅 本 武	常 勤 監 査 役	
下 河 邊 和 彦	監 査 役	(株)経営共創基盤社外監査役
服 部 暢 達	監 査 役	(株)ファーストリテイリング社外取締役 (株)博報堂D Y ホールディングス社外取締役 早稲田大学大学院経営管理研究科客員教授 慶應義塾大学大学院経営管理研究科客員教授

- (注) 1. 取締役大杉和人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役梅本武氏、下河邊和彦氏及び服部暢達氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役大杉和人氏並びに監査役梅本武氏、下河邊和彦氏及び服部暢達氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 （うち社 外取締役）	4名 (1名)	138,351千円 (7,800千円)
監 （うち社 外監査役）	3名 (3名)	24,499千円 (24,499千円)
合 （うち社 外役員計）	7名 (4名)	162,851千円 (32,299千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬総額は株主総会決議（2018年8月14日臨時株主総会）により、年3億円以内（うち社外取締役分2,000万円以内）とすると定められております。
3. 監査役の報酬総額は株主総会決議（2018年8月14日臨時株主総会）により、年5,000万円以内とすると定められております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係該事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役大杉和人氏は、日本通運株式会社警備輸送事業部顧問及びN I S S H A株式会社社外取締役を兼務しておりますが、当社とこれらの会社との間には特別な関係はありません。
監査役下河邊和彦氏は、株式会社経営共創基盤社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
監査役服部暢達氏は、株式会社ファーストリテイリング社外取締役、株式会社博報堂D Yホールディングス社外取締役、早稲田大学大学院経営管理研究科客員教授及び慶應義塾大学大学院経営管理研究科客員教授を兼務しておりますが、当社とこれらの会社等との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

		主 な 活 動 状 況
取締役	大 杉 和 人	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	梅 本 武	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また、監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	下 河 邊 和 彦	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また、監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	服 部 暢 達	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、また、監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役大杉和人氏、社外監査役梅本武氏、社外監査役下河邊和彦氏及び社外監査役服部暢達氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各氏とも法令が規定する額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,900千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,900千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬1,946千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識に立ち、コンプライアンスについて取締役及び使用人全員への周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人全員に対してコンプライアンスに関する研修を行う。
- ② 取締役及び使用人による職務の執行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切に行われていることを確認するため、監査役による監査及び内部監査室による内部監査を実施する。
- ③ コンプライアンス規程及び内部通報規程を制定することにより法令等違反行為に関する報告体制を確立し、かかる行為を速やかに認識し対処する。
- ④ 当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で立ち向かい、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、コンプライアンス規程その他の社内規程を制定し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を確保する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 原則として毎月1回定時取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規則に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会に付議される事項については、常務会又は経営会議における諮問を経る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、法令、定款及び文書管理規程その他の関連諸規程に基づき保存及び管理を行う。
- ② 取締役及び監査役の要求があるときは、これらの文書（電磁的記録を含む。）を常時閲覧に供する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する統括責任者を代表取締役とし、リスク管理について必要な事項を組織横断的に定めるリスク管理規程を制定し、これに基づきリスク管理体制を構築する。

- ② 危機管理規程を制定し、緊急事態が発生した場合における報告及び指揮連絡体制を確立することにより、緊急事態を迅速かつ適切に把握し損失の最小限化に努める。

(5) 財務報告の適正性を確保する体制

取締役及び使用人は「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を遵守した業務執行により財務報告の適正性を確保する。

(6) 当会社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当会社及び子会社から成る当社グループとしての業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定め、当該規程に則って子会社の管理を実施する。
- ② 子会社の取締役と日常的な意思疎通を図り、当社グループとしての経営について協議するほか、子会社が当会社の経営方針に則って適正に運営されていることを確認する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が職務を補助するための使用人を置くことを求めた場合、取締役と監査役が意見交換を行い、決定する。
- ② 前号の使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統に属さず監査役の指示命令に従うものとし、当該使用人の異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役会の意見を尊重する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、事業の報告をする。
- ② 常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要な事項の報告を受ける。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、監査役会規則及び監査役監査基準を定めるとともに、監査計画書を作成し、取締役会でその内容を説明し、監査の実施に関しての理解と協力を得る。
- ② 監査役は、代表取締役と定期会合を通じて意見交換を行う。
- ③ 監査役は、内部監査人による内部監査に立会うとともに、内部監査人との意見交換及び関連部署との緊密な連携を通じて監査の実効性を確保する。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンスの徹底のために、当社の役職員に対してコンプライアンス研修を実施いたしました。また、当社の役職員がいつでも社内規程を閲覧できる環境を整えております。さらに、当事業年度中において社内規程が変更された際には、役職員全員に対して通知を発信し、周知いたしました。
- ② 取締役及び使用人による職務の執行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切に行われていることを確認するため、監査役による監査及び内部監査室による内部監査を実施いたしました。
- ③ コンプライアンス規程及び内部通報規程に基づく内部通報窓口を設置・運用しております。
- ④ 反社会的勢力と接触することを避けるため、取引開始前の段階で反社チェックを実施し、反社会的勢力との関係を遮断するため、契約書に暴排条項を入れております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

- ① 本事業年度においては取締役会を17回開催し、取締役会規則に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行いました。
- ② 取締役会に付議される事項については、常務会又は経営会議における諮問を経ました。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、法令、定款及び文書管理規程その他の関連諸規程に基づき保存及び管理を行っております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

リスク管理規程及び危機管理規程に基づいた適切な運用を行っております。

(5) 財務報告の適正性を確保する体制の運用状況

取締役及び使用人は「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を遵守して業務を執行いたしました。

(6) 当会社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 当会社及び子会社から成る当社グループとしての業務の適正を確保するため、子会社管理規程に則って子会社の管理を実施いたしました。
- ② 子会社の取締役と日常的な意思疎通を図ることで、当社グループとしての経営について協議し、子会社が当会社の経営方針に則って適正に運営されていることを確認いたしました。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項の運用状況

監査役職務を補助するための専任の使用人は設置しておりません。しかしながら、監査役会運営事務を補助するため、兼務の使用人を2名設置しております。なお、当該使用人は、監査役会運営事務を行うに当たっては、業務執行上の指揮命令系統に属さず監査役の指示命令に従い当該補助業務を実施しております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制の運用状況

常勤監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、役職員から重要な事項の報告を受けております。

(9) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

- ① 監査役会は、監査計画書を作成し、監査役が取締役会でその内容を説明いたしました。
- ② 監査役は、代表取締役と定期会合を年2回実施し、意見交換を行いました。
- ③ 監査役は、内部監査人との意見交換を定期的に行いました。

8 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,994,271	流 動 負 債	1,261,874
現金及び預金	1,899,100	買掛金	59,407
受取手形及び売掛金	962,644	未払金	147,912
営業投資有価証券	1,364	未払法人税等	228,587
その他	146,795	賞与引当金	505,736
貸倒引当金	△15,633	役員賞与引当金	1,000
固 定 資 産	798,459	その他	319,230
有 形 固 定 資 産	218,795	固 定 負 債	82,257
建物	198,844	資産除去債務	82,257
工具器具及び備品	19,951	負 債 合 計	1,344,132
無 形 固 定 資 産	11,145	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	11,043	株 主 資 本	2,436,614
その他	102	資本金	163,530
投資その他の資産	568,518	資本剰余金	835,220
投資有価証券	56,800	利益剰余金	1,496,027
関係会社株式	37,127	自己株式	△58,163
敷金及び保証金	211,126	その他の包括利益累計額	11,984
繰延税金資産	224,236	為替換算調整勘定	11,984
その他	39,228	純 資 産 合 計	2,448,598
資 産 合 計	3,792,731	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,792,731

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,192,527
売上原価	2,083,943
売上総利益	3,108,583
販売費及び一般管理費	2,527,778
営業利益	580,805
営業外収益	
受取利息	78
持分法による投資利益	7,255
受取保険配当金	968
受取保険金	72
受取事務手数料	2,268
補助金収入	2,759
その他	52
営業外費用	
支払利息	667
市場変更費用	17,376
為替差損	328
その他	256
経常利益	575,633
税金等調整前当期純利益	575,633
法人税、住民税及び事業税	204,444
法人税等調整額	△49,326
当期純利益	420,515
親会社株主に帰属する当期純利益	420,515

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) (単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2020年1月1日 残 高	158,137	808,967	1,206,655	△613	2,173,146	12,194	12,194	2,185,341
当連結会計年度変動額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	5,392	5,392			10,785			10,785
剰 余 金 の 配 当			△131,143		△131,143			△131,143
親会社株主に帰属 する当期純利益			420,515		420,515			420,515
自己株式の取得				△112,127	△112,127			△112,127
自己株式の処分		20,860		54,577	75,438			75,438
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純 額)						△210	△210	△210
当連結会計年度変動額 合 計	5,392	26,253	289,372	△57,550	263,468	△210	△210	263,257
2020年12月31日 残 高	163,530	835,220	1,496,027	△58,163	2,436,614	11,984	11,984	2,448,598

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,968,991	流 動 負 債	1,262,970
現金及び預金	1,873,370	買掛金	60,299
売掛金	962,549	未払金	148,115
営業投資有価証券	1,364	未払費用	104,651
前払費用	119,311	前受金	14,679
立替金	22,880	預り金	48,798
その他	5,148	未払法人税等	228,587
貸倒引当金	△15,633	未払消費税等	149,168
固 定 資 産	790,806	賞与引当金	505,736
有 形 固 定 資 産	218,646	役員賞与引当金	1,000
建物	198,844	その他	1,932
工具器具及び備品	19,802	固 定 負 債	82,257
無 形 固 定 資 産	10,977	資産除去債務	82,257
ソフトウェア	10,875	負 債 合 計	1,345,228
その他	102	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	561,182	株主資本	2,414,569
投資有価証券	56,800	資本金	163,530
関係会社株式	3,000	資本剰余金	835,220
関係会社出資金	0	資本準備金	163,530
関係会社長期貸付金	30,000	その他資本剰余金	671,690
長期未収入金	20,720	利 益 剰 余 金	1,473,982
敷金及び保証金	210,526	その他利益剰余金	1,473,982
繰延税金資産	224,236	繰越利益剰余金	1,473,982
その他	39,228	自 己 株 式	△58,163
貸倒引当金	△23,329	純 資 産 合 計	2,414,569
資 産 合 計	3,759,798	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,759,798

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,188,593
売上原価	2,093,644
売上総利益	3,094,948
販売費及び一般管理費	2,525,137
営業利益	569,811
営業外収益	
受取利息	167
受取保険配当金	968
受取保険金	72
受取事務手数料	2,268
補助金収入	2,759
その他	1
営業外費用	
支払利息	667
市場変更費用	17,376
為替差損	932
その他	256
経常利益	556,817
特別利益	
関係会社貸倒引当金戻入益	11,468
税引前当期純利益	568,286
法人税、住民税及び事業税	204,455
法人税等調整額	△49,326
当期純利益	413,157

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
2020年1月1日高	158,137	158,137	650,829	808,967	1,191,968	1,191,968	△613	2,158,459	2,158,459
事業年度中の変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	5,392	5,392		5,392				10,785	10,785
剰余金の配当					△131,143	△131,143		△131,143	△131,143
当期純利益					413,157	413,157		413,157	413,157
自己株式の取得							△112,127	△112,127	△112,127
自己株式の処分			20,860	20,860			54,577	75,438	75,438
事業年度中の変動額合計	5,392	5,392	20,860	26,253	282,014	282,014	△57,550	256,110	256,110
2020年12月31日高	163,530	163,530	671,690	835,220	1,473,982	1,473,982	△58,163	2,414,569	2,414,569

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月9日

フロンティア・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 山 正 樹 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 英 紀 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フロンティア・マネジメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フロンティア・マネジメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月9日

フロンティア・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山正樹 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川村英紀 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フロンティア・マネジメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月17日

フロンティア・マネジメント株式会社 監査役会

常勤監査役 梅本 武 ㊟

監査役 下河邊 和彦 ㊟

監査役 服部 暢達 ㊟

(注) 監査役 梅本武、監査役 下河邊和彦、監査役 服部暢達は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

<MEMO>

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター TEL 03-5545-1722

交通

「六本木一丁目駅」西改札直結（南北線）
「六本木駅」5番出口より徒歩6分（日比谷線・大江戸線）



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。